



2014年9月2日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役会長兼社長 田邊 耕二
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 社長室次長兼広報課長 栢木 基博
Tel : 03 (5401) 4653

2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2014年9月2日開催の取締役会において、2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）社債額面金額合計額40億円の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、自動車メーカー系列に属さない独立系自動車部品メーカーとして、ローコストの生産力と顧客ニーズへの対応力を強みにしており、また国内自動車メーカーの海外展開に対応すべく生産拠点を海外に拡充し、売上拡大とともに当社製品を拡販、開発、供給できるグローバル体制の確立を図ってまいりました。

加えて、グローバル展開を加速させるためには既存顧客の新興国への生産シフトに対応するだけでなく、新規の海外顧客の獲得も必要であることから、当社はその第一歩として、2013年5月24日、欧州自動車メーカーを主要顧客とする Valeo S.A. のアクセスメカニズム事業（以下「CAM 事業」といいます。）を買収いたしました。

CAM 事業の買収により、新興国を含む海外での顧客基盤の拡大、規模拡大による価格競争力の強化、キーセット・ドアラッチ等の製品群においてグローバルトップサプライヤーへの躍進を実現しました。一方で、当該買収の取得費用は、手持ち資金及び取引銀行を中心として組成されたシンジケート・ローンにより調達を行いました。その結果として、買収から1年以上経過後の2014年11月期第2四半期末における株主資本に対する有利子負債の割合（以下「デット・エクイティ比率」といいます。）は223%と依然として高水準にあります。今後も自動車部品事業におけるグローバルサプライヤーとしてM&Aによる拡大も含めた積極的な事業展開を行っていく上で安定的な財務基盤の確立が必要となるため、キャッシュフロー向上に向けて金利負担を軽減し、現在のデット・エクイティ比率が高い状況から中長期的に有利子負債の残高を減らしていく方針です。

本新株予約権付社債の発行は、本新株予約権付社債が将来的に普通株式に転換されることで資本拡充が期待でき、更に130%コールオプション条項が付されていることにより、当社の株式の株価動向次第では転換が促進され、当社の財務基盤の強化につながることを期待できます。万が一、本新株予約権付社債が償還期限まで残存した場合においても、本新株予約権付社債は利払いの必要がないゼロ・クーポンで発行されることから、当社全体の金利負担を大幅に軽減することを可能にするため、中長期的な財務基盤強化に大きく寄与しうるものであり、本新株予約権付社債は、資金調達手段としても他の資金調達手段と比べて相対的に有利な条件での資金調達であると考えております。一方、既存株主への影響という観点では、本新株予約権付社債は時価を上回る適正な水準に転換価額を設定することで1株当たり利益(EPS)の希薄化の抑制が図られ、また、転換価額の下修正により希薄化率が当初の水準から増大することがないこと、本新株予約権は多数の海外投資家によって保有されるため、結果として本新株予約権付社債の転換時期が分散すると期待されること、加えて本新株予約権付社債の発行と同時に自己株式の取得の

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

実施を行うことから、既存株主により一層配慮したスキームとして選択致しました。

上記を踏まえ、当社グループの持続的な成長を目指し、今後の経営環境の変化にも対応できる安定した財務基盤の構築のため、本取締役会において、以下の狙いのもと本新株予約権付社債の発行を決議致しました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金については、2015年5月までに全額を長期借入金の返済に充当する予定であります。

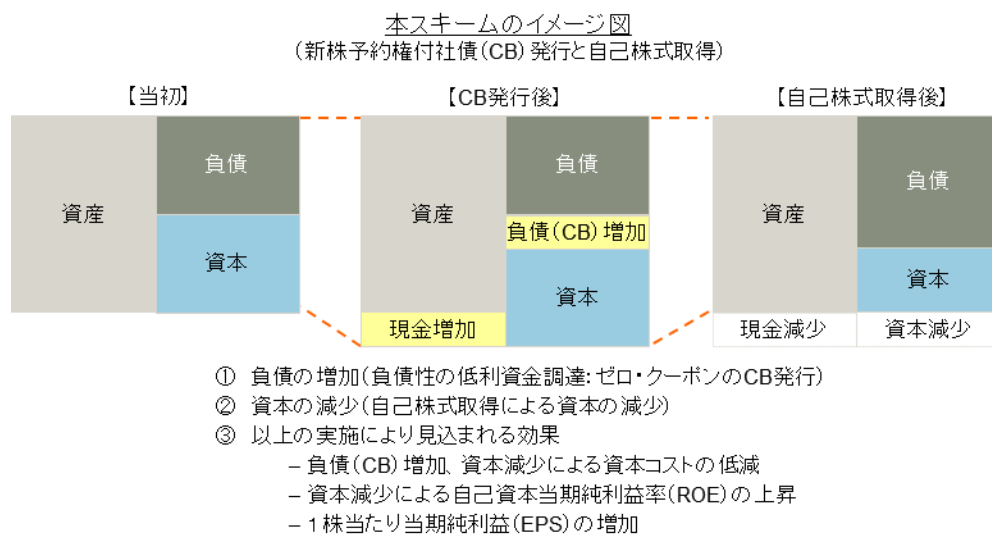
【本スキーム（新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

上述のとおり、当社は、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額10億円（上限）、取得株式の総数200万株（上限）とする自己株式の取得を決議しております。なお自己株式の取得方法についてはTOSTNET-3によって取得します。詳細については本日公表の「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（TOSTNET-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式取得は、株主資本利益率(ROE)や1株当たり利益(EPS)を改善することによって、資本効率の向上と株主価値の最大化を志向するものであり、当社では、このような目的の下で実施する本自己株式取得資金の調達方法は、調達コストの最小化を図るといふ当社の財務戦略との整合性の観点や、資本効率の向上と改善の追求という観点から手元資金を活用することが最良であると判断するに至りました。

一方、本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、今後の中長期的な金利上昇が予想される中、資金調達コストの最小化を図る当社の財務戦略ニーズとも合致いたします。また、本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されるまでの間、①資本コストの低減、②資本効率の向上、③1株当たり利益(EPS)の増加といった効果が見込まれます。

上記の本新株予約権付社債の発行と自己株式取得の実施を通じた資本効率の向上については、下記のイメージ図をご参照ください。



記

- 社債の名称 株式会社ユーシン 2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
- 本社債の払込金額 本社債の額面金額の100.0%

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

3. 本社債の払込期日（発行日） 2014年9月19日
4. 募集に関する事項
- (1) 募集の方法 SMBC Nikko Capital Markets Limited（以下「SMBC日興」又は「幹事会社」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日（下記5(1)(ハ)(イ)に定義する。）の翌日午前8時（日本時間）までに行われる。
- (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格） 本社債の額面金額の102.5%
5. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- (イ) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (ロ) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を交付（以下当社普通株式の発行又は交付を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の元本金額の総額を下記(ハ)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精算は行わない。
- (ハ) 転換価額
- (i) 当初の転換価額
 転換価額は、当初、当社代表取締役又は代理人が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ii) 転換価額の調整
 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行又は処分株式数}}$$
- また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストックオプションプランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。
- (2) 本新株予約権の総数 800個
- (3) 本新株予約権の割当日 2014年9月19日
- (4) 各本新株予約権と引換えに払い込む金額 本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みは要しない。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- | | | |
|------|---|--|
| (5) | 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。 |
| (6) | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 | 本新株予約権は、本新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。 |
| (7) | 本新株予約権を行使することができる期間 | <p>2014年10月3日から2017年9月5日の銀行営業終了時(いずれもルクセンブルグ時間)までとする。但し、本社債が下記6(4)(ロ)(i)乃至(vi)の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、また下記6(6)の規定に従い、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2017年9月5日の銀行営業時間終了時(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記6(4)ロ(iii)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(その日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日)(その日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。</p> <p>「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。</p> |
| (8) | その他の本新株予約権行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| (9) | 本新株予約権の取得事由 | 本新株予約権の取得事由は定めない。 |
| (10) | 本社債に付する本新株予約権の数 | 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。 |
| (11) | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (12) | 本新株予約権の行使の効力 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時(ルクセンブルグ時間)の直前に本新株予約権の行使請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。 |
| (13) | 本新株予約権の行使請求受付場所 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の所定の営業所 |

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (14) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- 本社債に基づく当社の義務が、組織再編等に基づき承継会社等に移転する場合、以下の条件に従って、承継会社等から本社債権者に対し、本新株予約権に代えて新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。
- (イ) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日直前において残存する本社債権の保有者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権行使の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権行使の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により発行又は交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。
- (i) 合併行為（下記6(4)ロ(iii)に定義する。）又は持株会社化行為（下記6(4)ロ(iii)に定義する。）の場合、承継会社等の新株予約権の転換価額は、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得されたとであろう当社普通株式の数（当該株式数を以下「潜在的取得株式数」という。）に相当する数の本株式の保有者が当該組織再編等により受領する承継会社等の普通株式数（以下「交付可能株式数」という。）を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の新株予約権の保有者が取得できるよう決定する。合併行為の効力発生日に際し、承継会社等の普通株式以外の有価証券又はその他資産が、潜在的取得株式数の保有者に交付される場合には、当該潜在的取得株式数の保有者に交付される有価証券又は資産の公正市場価格を承継会社等の普通株式1株当たりの時価で除して算出される株式数も交付可能株式数に含まれるものとする。
- (ii) いずれの組織再編等の場合においても、承継会社等の新株予約権の転換価額は、本新株予約権付社債の所持人が当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得したであろう当社の決定する同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の本新株予約権の保有者が取得できるように決定する。
- 承継会社等の新株予約権の転換価額は、上記5(1)(ハ)(ii)と同様の調整に服する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際し、本新株予約権付社債の所持人は、承継会社等に引き受けられた当該社債の元本金額相当額で本社債を現物出資し、当該本社債は承継会社等に取得されたものとみなされる。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
承継会社等の新株予約権は、組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日（当日を含む。）から本新株予約権の行使期間の最終日まで（当日を含む。）の期間いつでも行使することができる。
- (ヘ) 新株予約権の行使のその他の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行した場合に増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

承継会社等に組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等の普通株式につき生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による清算は行わないものとする。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

6. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額 40億円

(2) 各本社債の額面金額 5,000,000円

(3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2017年9月19日に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 繰上償還

(i) 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2015年9月18日以降、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本新株予約権付社債の額面金額にて繰上償還することができる。但し、20連続取引日（以下に定義する。）（但し、償還の通知がなされた日から15日以内の日を最終日とする。）の各取引日における当社普通株式の各終値（以下に定義する。）が、当該各取引日において有効な転換価額の130%以上となった場合（その時点で転換価額に反映されていない遡及的調整を考慮に入れるものとする。）に限られる。転換価額の130%の計算においては、転換価額の調整の効力は、東京証券取引所又は日本のその他の金融商品取引所の規則に従った調整により当社普通株式の市場価格が「権利落ち」となる日に発生するものとみなされる。

当社は、本新株予約権付社債の所持人に対する償還通知前、上記20連続取引日の最終日から15日以内に、SMBC日興に対し、残存する本新株予約権付社債を償還する旨を書面により通知する。

当社普通株式の「終値」とは、当日の主要金融商品取引所（以下に定義する。）における最終報告売買価格（普通取引）をいい、当社普通株式が上場されておらず又は主要金融商品取引所での取引が承認されていない場合には、当社が当該目的のために適宜選任する主要金融商品取引所の会員によって当日に決定される当社普通株式に対する買い値及び呼び値の平均をいう。また、「主要金融商品取引所」とは、東京証券取引所又は当社普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、その時点で当社普通株式が上場され、値付けされ又は取引され、かつ当社がSMBC日興と協議の上で指定した主要な金融商品取引所又は金融商品取引市場をいう。

「取引日」とは、主要金融商品取引所が営業している日をいう。但し、終値が1取引日以上公表されない場合、その日数は当該連続取引日の計算に算入されないものとする。

(ii) 税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し下記(10)(イ)により追加金の支払義務が発生したこと又は発生することをMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を2014年9月20日以降、本社債の額面金額の100%で償還することができる。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(iii) 組織再編等による繰上償還

下記の場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上
の事前の通知を行った上で、当該通知において指定された日において、
残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に下記
(10) (イ) に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。但し、
かかる償還は、関連する組織再編等についての当社の株主総会（又は、
株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）による
承認に服する。

- ① 承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権
に代わる新規の新株予約権の付与を伴わない合併行為（以下に定義す
る。）の提案が行われる場合
- ② 本社債に基づく当社の義務の承継会社等への移転又は承継を伴わない
持株会社化行為（以下に定義する。）の提案が承継会社等により行われ
る場合
- ③ 承継会社等による本社債権者に対する本新株予約権に代わる新規の新
株予約権の付与を伴わない組織再編等（以下に定義する。）の提案が承
継会社等により行われる場合
- ④ 当社が、承継会社等の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日に
おいて上場が達成されていること又は上場が維持されていることを当
社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書
を当該組織再編等の発生日又はその前に SMBC 日興に対して交付した場
合

上記償還に適用される償還金額は、上記 5(1) (ハ) 記載の転換価額の決
定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその
他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債
の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債
のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。か
かる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の
100%とし、最高額は本社債の額面金額の 130%とする。

「組織再編等」とは、合併行為（以下に定義する。）、会社分割行為（以下
に定義する。）、持株会社化行為（以下に定義する。）及びその他の組織再
編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併
される（当社が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の合併
計画が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合
には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社による新設分割若しくは吸収分割（本社債に
基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）に関す
る新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会（又は、株主総
会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された
場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社
の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会におけ
る決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をい
う。

(iv) 上場廃止による繰上償還

- ① 金融商品取引法に従って当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により、
当社普通株式の公開買付けが行われ、②当社が、金融商品取引法に基づいて、
当該公開買付けに賛同する意見を表明し、③当社又は公開買付者が、当該公
開買付けによる当社の普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止さ
れる可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又
は公開買付者が、当該株式取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう
最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、④公開買付者が当該公
開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を
目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づ
いて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国
において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件におい
ては米国における同社債の募集は行われません。

による当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(iii)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 130%とする。）に下記(10)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う意向を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本(iv)の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から、残存する本社債の前文（一部は不可）を、上記償還金額に下記(10)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

(v) クリーンアップコール条項による繰上償還

ある時点で残存する本社債の額面金額が当初発行された本社債の額面金額の 10%未満となった場合には、当社は、2014 年 9 月 20 日以降 2017 年 9 月 18 日までいつでも、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

(vi) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得の効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(iii)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 130%とする。）で繰上償還するものとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (5) 買 入 消 却 | 当社及び当社の子会社は、スイス中央銀行の規制並びにその他適用法令及び規則に従い、幹事会社を介して、任意の価額で随時本新株予約権付社債を買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債を、消却のため、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡すことができる。かかる場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は、直ちにこれを消却するものとする。 |
| (6) 債務不履行等による期限の利益の喪失 | 本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より 15 日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を取らない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債の額面金額の 100%で償還しなければならない。 |
| (7) 券 面 の 様 式 | 本新株予約権付社債の券面は、額面金額 5,000,000 円の各本社債と各本新株予約権 1 個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。 |
| (8) 本社債の償還金支払場所 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の所定の営業所 |
| (9) 本社債の担保又は保証 | 本社債には担保又は保証を付さない。 |

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(10) 特

約

(イ)

追加金の支払

本社債の元本及びプレミアム（もしあれば）の一切の支払いは、日本国又は日本の税務当局により又はこれに代わり現在又は将来課される一切の公租公課の源泉徴収又は控除がなされることなく行われる。但し、かかる公租公課の源泉徴収又は控除が法令により義務付けられる場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

(ロ)

担保設定制限

本新株予約権付社債が残存している限り、当社は、現在若しくは将来の外債（以下に定義する。）又はその保有者のための外債に対する保証、補償その他類似の債務につき、当社の現在又は将来の資産又は収入に、質権、抵当権又はその他の担保を設定しない。但し、かかる担保の利益が同時に本新株予約権付社債に対しても同一の割合で及ぶ場合、かかる担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. がみなす担保若しくは保証が供与されている場合、又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されている場合は、この限りではない。

本項において「外債」とは、当社又は第三者が発行するボンド、ノート又はディベントリー（日本法上の社債に該当するものであり、償還期限が発行日から1年を超えるもの）により表章される債務で、(i) 日本円以外の通貨で表示され、又は(ii) 日本円で表示され、かつその元本総額の過半が当社若しくは上記第三者により又はそれらの者の同意を得て日本国外で当初募集若しくは販売されるものをいう。なお、上記(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他類似の証券市場において、当面、登録され、上場され、通常取扱われ、若しくは取引されているもの、又はそれが意図されているものをいう。

(ハ)

財務制限条項

本新株予約権付社債が残存している限り、当社は、本新株予約権付社債の発行日以降、最初に到来する事業年度末または事業年度の半期末のいずれか早い日から、本新株予約権付社債の償還日まで、次の各号に定める財務制限条項を遵守する。

①当社の各事業年度末及び各事業年度の半期末におけるレバレッジ・レシオ（以下に定義する。）を、2014年11月30日までは4.0倍、2015年11月30日では3.5倍、2016年5月31日以降は3.0倍以下を超過させない。

「レバレッジ・レシオ」とは、純総借入額（以下に定義する。）を EBITDA（以下に定義する。）で割った数値をいう。

「純総借入額」とは、有利子負債（以下に定義する。）から現金及び現金同等物（以下に定義する。）を除いた金額（いずれも当社グループにおける連結ベース）をいう。

「有利子負債」とは、当社の短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内償還予定の新株予約権付社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、新株予約権付社債及び長期借入金の合計金額をいう。

「現金同等物」とは、当社の預金及び有価証券の合計金額をいう。

「EBITDA」とは、当社の直近12ヶ月間の営業利益、減価償却費、のれん償却及び長期前払費用償却の合計金額（いずれも当社グループにおける連結ベース）をいう。半期末におけるレバレッジ・レシオの計算に際しては、EBITDAは、直近2つの半期の財務諸表の数値に基づいて算出される直近12ヶ月間の数値をいう。

②当社の各事業年度末日において、当社の営業利益（連結及び単体ベース）が2期連続してマイナス（赤字）とならないこと。

③各事業年度末日における当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産合計金額を、それぞれ、直前の各事業年度末日における当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産合計金額の

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

75%に相当する金額以上に維持すること。

上記の財務制限条項のいずれかに違背した場合、当社は、遅滞なく本新株予約権付社債の所持人に当該事実を公告または通知するとともに、実務上可能な限り速やかに、期限の利益喪失の要否にかかる決議を目的とした本新株予約権付社債の社債権者集会を招集するものとする。

- (11) 上 場 該当事項なし。
- (12) 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
- (13) その他、本新株予約権付社債の発行に関する事項は、当社の代表取締役及び代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書に定めるところによる。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金については、2015年5月までに全額を長期借入金の返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はございません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置づけており、安定的な配当の継続を配当方針の骨子とし、経営基盤の強化と今後の事業展開に資するため内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。また剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、各期における財務状況、期間損益、配当性向等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開に充てる方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2011年11月期	2012年11月期	2013年11月期
1株当たり連結当期純利益	52.32円	△50.08円	13.29円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	10.0円 (4.0円)	10.0円 (5.0円)	10.0円 (5.0円)
実績連結配当性向	19.1%	—%	75.3%
自己資本連結当期純利益率	5.0%	—%	1.2%
連結純資産配当率	1.0%	1.0%	0.9%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2012年11月期に関しては連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。なお、2012年11月期に関しては連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在的株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2013年8月20日
新株予約権の総数	75個
社債及び新株予約権の発行価額	各新株予約権付社債（額面100,000,000円）につき100,000,000円 各新株予約権の払込金額：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
当該発行による潜在株式数	当初転換価額（742円）における潜在株式数：10,107,750株
資金調達額	7,500,000,000円
転換価額	742円
割 当 先	第三者割当により全額をUBS証券株式会社に割り当て。
利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2018年8月20日
償 還 価 額	各新株予約権付社債（額面100,000,000円）につき100,000,000円
行使請求期間	2013年9月3日から2018年8月15日
現時点における行使状況	行使済株式数：0株 （残存する新株予約権の数：75個）
現時点における潜在株式数	10,107,750株
発行時における当初の資金使途	CAM事業の買収資金として2013年5月23日に組成されたシンジケート・ローン又は既存の短期借入金若しくは長期借入金の一部返済
発行時における支出予定時期	2013年8月～2014年8月
現時点における充 当 状 況	全額を充当済み

②過去3決算期間及び直前の株価推移

	2011年11月期	2012年11月期	2013年11月期	2014年11月期
始 値	658	650	400	744
高 値	788	729	935	835
安 値	499	311	397	552
終 値	634	386	744	610
株価収益率	11.8倍	一倍	56.0倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2012年11月期に関しては連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、2014年11月期については未確定のため記載しておりません。
 3. 2014年11月期の株価については、2014年9月1日現在で表示しています。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日から払込期日後 90 日間を経過するまでの期間中、SMBC 日興の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券及び当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行又は売却、及び株式等の全部又は一部を直接又は間接に移転するデリバティブ取引等の締結（本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。